

第十九回国会
衆議院

通商産業委員會議録 第十三号

昭和二十九年二月十九日(金曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事小 久雄君 理事中村 幸八君

理事山手 満男君 理事永井勝次郎君

理事加藤 謙造君

小金 義昭君 始関 伊平君

田中 龍夫君 笹本 一雄君

長谷川四郎君 柳原 三郎君

加藤 清二君 中崎 敏君

出席政府委員

通商産業政務次官 古池 信三君

通商産業事務官 岩武 照彦君

(大臣官房長)

中小企業庁長官 岡田 秀男君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

二月十八日

委員田中龍夫君及び笹本一雄君辞任

につき、その補欠として宮原幸三郎

君及び本名武君が議長の名で委員

に選任された。

同日

委員宮原幸三郎君及び本名武君辞任

につき、その補欠として田中龍夫君

及び笹本一雄君が議長の指名で委員

に選任された。

二月十八日

工業技術院産業工芸試験場東北支所

存置に関する請願(只野直三郎君紹介)

(第一九〇号)

水火力調整金撤廃等に関する請願

(只野直三郎君紹介)(第一九〇三号)

第一類第十一号

通商産業委員會議録第十三号 昭和二十九年二月十九日

の審査を本委員会に付託された。
同月十七日

長野県信用金庫に対する資金わくの

増額に関する陳情書(長野県知事林

虎雄)(第八一五号)

冷害地区競輪施行者に対する国庫納

付金免除に関する陳情書(福島県知

事大竹作摩)(第八一六号)

石油資源総合開発五箇年計画に関す

る陳情書外一件(秋田商工会議所

会頭辻兵太郎外一名)(第八一七号)

同(秋田県経営者連盟会長片野重衛)

(第八一八号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員会設置に関する件

中小企業金融公庫法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第三七号)

中小企業信用保険法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第三八号)

○大西委員長 これより會議を開きま

す。

去る十六日本委員会に付託せられま

した中小企業金融公庫法の一部を改正

する法律案及び中小企業信用保険法の

一部を改正する法律案について、政府

より提案理由の説明を求めます。古池

政府委員。

中小企業金融公庫法の一部を改正

する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改

正する法律

中小企業金融公庫法(昭和二十八

年法律第三十八号)の一部を次の

ように改正する。

第二条第二号中「中小企業等協同

組合」の下に「(増資組合であつ

て、その直接又は間接の構成員たる

事業者の常時使用する従業員の数が

三百人をこえないものを含む。)」を

加え、「及び森林組合連合会」を

加え、「及び消費生活協同組合連合会

」を加え、「及び消費生活協同組合連

合及び消費生活協同組合連合会」

に改める。

第五条中「百三十億円」を「百五十

五億円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 第五条の改正に伴い政府の一般

会計から出資すべき金額は、昭和

二十九年度において出資するもの

とする。

3 登録税法(明治二十九年法律第

二十七号)の一部を次のように改

正する。

第十九条中「第二号ノ五」を

「第二号ノ六」に改める。」

中小企業信用保険法の一部を改正

する法律案

中小企業信用保険法の一部を改

正する法律

中小企業信用保険法(昭和二十五

年法律第二十六号)の一部を次の

ように改正する。

第二条第三項第二号中「及び森林

組合連合会」を「、森林組合連合

会、消費生活協同組合及び消費生活

協同組合連合会(以下「組合」と総

称する。)」に改め、同条に次の一

項を加える。

4 この法律において「小企業者」

とは、左に掲げるものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が五

十万円以下の会社並びに常時使

用する従業員の数が五人(商業

又はサービス業を主たる事業と

する事業者については、二人)

以下の会社及び個人であつて、

特定事業を行うもの

二 出資の総額が五十万円以下の

組合であつて、特定事業を行う

もの

三 構成員の三分の二以上が第一

号に掲げる者である組合

四 医業を主たる事業とする法人

であつて、常時使用する従業員

の数が五人以下のもの(前三号

に掲げるものを除く。)

第三条第一項中「給付金の額から

当該給付に係る契約に基いて既に受

け入れた掛金の額を控除した残額」

を「当該給付に係る契約に基いて給

付後において受け入れるべき掛金の

額」に改める。

第九条の二第一項を次のように改

める。

政府は、会計年度の半期ごと

に、指定法人を相手方として、当

該指定法人が中小企業者の金融機

関からの借入(手形の割引又は給

付を受けることを含む。以下同

じ。以下同)による債務の保証をしたこと

を政府に通知することにより、保

險金額の保険価額に対する割合が

百分の六十である保険(以下「普

通保証保険」という。及びその割

合が百分の八十である保険(以下

「小口保証保険」という。以下同

じ。以下同)を保証した借入金(手

形の割引又は給付の場合)は当該給

付に係る契約に基いて給付後にお

いて払い込むべき掛金の額。次

項において同じ。の総額がそれぞ

れぞれ一定の金額に達するまで、

その保証につき、政府と当該指

定法人との間に保険関係が成立す

る旨を定める契約を締結すること

ができる。

第九条の二第二項中「(給付の場

合は、掛金の払込)を保険事故と

し、保険価額に百分の六十を乗じて

得た金額を保険金額とする。」を

「(手形の割引の場合)は手形の支払、

給付の場合)は掛金の払込)を保険事

故とする。」に改め、同条第三項中

「政府は、」の下に「普通保証保

険及び小口保証保険」とし、「を加

え、同項を同条第四項とし、同条第

二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の保険関係であつて、小

口保証保険に係るものは、小企業

者の金融機関からの借入による債

務の保証をした指定法人が同項の

規定による通知をする場合におい

て、小口保証保険を選択する旨を

あわせて通知した場合に限り、成

立するものとする。

第九条の三中「(給付の場合)は、

給付の場合)は掛金の払込)を保

険事故とする。」に改め、同条第三

項中「政府は、」の下に「普通保

証保険及び小口保証保険」とし、「

を加え、同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の一項を加

える。

3 第一項の保険関係であつて、小

口保証保険に係るものは、小企業

者の金融機関からの借入による債

務の保証をした指定法人が同項の

規定による通知をする場合におい

て、小口保証保険を選択する旨を

あわせて通知した場合に限り、成

立するものとする。

第九条の三中「(給付の場合)は、

「給付金」を「(手形の割引の場合
は手形の割引により融通を受けた資
金、給付の場合は給付金)」に改め、
同条に次の一項を加える。

2 前条第一項の保険関係における

保険額は、普通保証保険にあつて
は、中小企業者一人につき、合
計一千万円(その中小企業者が中
小企業等協同組合、調整組合又は
調整組合連合会であるときは、三
千万円)を、小口保証保険にあつ
ては、小企業者一人につき、合計
一千万円(その小企業者が中小企業
等協同組合であるときは、三千万
円)をこえてはならない。

第九条の四中「給付の場合は、払
込」を「手形の割引の場合は支払、
給付の場合は払込」に、「給付の場
合は、掛金」を「手形の割引の場合
は手形債務、給付の場合は掛金」
に、「百分の六十」を「普通保証保
険にあつては百分の六十、小口保証
保険にあつては百分の八十」に改め
る。

第九条の五第一項中「第四条第二
項及び」を削り、同条第二項中「第
九条の四」との下に、「第九条
中「給付の場合は、掛金の受入」と
あるのは「手形の割引の場合は手形
債権の回収、給付の場合は掛金の受
入」とを加える。

第九条の七第一項中「第九条の
三」を「第九条の三第一項」に改め、同
項に後段として次のように加える。
この場合において、第九条の四中
「普通保証保険にあつては百分の六
十、小口保証保険にあつては百分の

八十」とあるのは「百分の六十」と
読み替へるものとする。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一
日から施行する。

〇古池政府委員

ただいま提案になり
ました中小企業金融公庫法の一部を改
正する法律案につきまして、提案の理
由及びその概要を御説明申し上げま
す。まず提案の理由について御説明申
し上げます。

わが国経済の自立体制を確立するた
めには、その基盤をなす中小企業の振
興をはかることが必要であります。が、
中小企業者の行い事業の振興に必要な
設備資金及び長期運転資金を供給する
目的をもつて、昨年八月中小企業金融
公庫が設立されました。爾来今日ま
で、公庫は着々とその機構を整備し、
代理店網を拡張して、中小企業者に必
要な長期資金を供給し、鋭意その使命達
成に努力して来ているのであります。す
なわち代理店は、業務開始当初はとりあ
えず百六十九を指定したのでありまし
たが、逐次これを追加し、現在ではその
数四百六となつております。またその
貸出状況を見ますと、本年一月末現在
で、代理店より公庫に対して貸出の申
出のあつたものは、三千九百三十八
件、八十五億一千九百万円、このうち
公庫においてすでに貸付を決定したも
のは、三千百九十万件、七十一億七百万
円に達しておるのであります。しかし
ながら今後の経済事情を見ますに、
ます、中小企業金融の困難は容易に
解消しがたく、従つて本公庫に対する
資金需要の増大も予想されますので、

昭和二十九年年度公庫予算におきまして
計上いたしました資金運用部よりの借
入金百五億円のほかに、この際中小企
業金融公庫法に所要の改正を加えまし
て、公庫の資本金を増加して中小企業
者の需要に資するとともに、公庫の融
資対象の範囲を拡張する等の措置を講
じまして、公庫の機能を整備拡充し、
もつて中小企業振興に効果を上げしめ
る必要があると考えるのであります。
次に改正を必要とする諸点につき御
説明申し上げます。まず第一に昭和二
十八年度における政府の一般会計から
の出資金百三十億円で、新たに昭和二
十九年度における出資金二十五億円を
増加いたしました。一般会計からの出
資金を百五十五億円に改めることであ
ります。第二に、中小企業者の定義を
改正いたしました。新たに塩業組合、
消費生活協同組合及び同連合会を加え
ることです。第三に、登録税法
の一部を改正いたしました。公庫にか
かる登録税に対しては非課税とするよ
う所要の改正を行うものであります。
以上が本法案の提案の理由及び改正
点の概要であります。何とぞ御審議
の上、御賛同賜わりますようお願い申
し上げる次第であります。

次に中小企業信用保険法の一部を改
正する法律案の提案理由を御説明いた
します。

中小企業信用保険法は、中小企業者
に対する事業資金の融通を円滑にする
ため、中小企業者に対する貸付及び中
小企業者の債務の保証につき政府が保
険を行い、これによつて、中小企業
の振興をはかることを目的といたしまし
て、昭和二十五年十二月に発足をいた
し、その後二十六年十一月及び二十八

年七月の二回にわたつて改正され、す
でに満三箇年の時日を経過して参つた
ものであります。その間、中小企業
の信用を補完することによつて中小企
業金融の円滑化に貢献し来たものと
考えるのであります。すなわち、本制
度発足以来の利用状況を見ますと、融
資保険におきましては、満三箇年の付
保実績が二万七千七百七十三件、約二百五
十七億円に及び、指定法人を相手方と
する保証保険におきましては、満二箇年
間に二万一千六百四十四件、約七十五
億円、金融機関を相手方とする保証保
険では、五箇月間に百八十六件、約四
億円で、これらを累計いたしました。四
億二千六百件、三百三十六億円の利用
を見、制度の普及改善とともに、その
利用は逐次上昇の一途をたどり、もつ
て深刻な中小企業金融の難打開に貢
献して参つたものであります。しかし
ながら、現下の経済及び財政金融情勢
のもとにおいて、中小企業金融の前途
はまことに困難なものであることにか
んがみまして、中小企業信用保険につ
いても以上の実績をもつて満足するに
とどまらず、さらに制度の改善及び拡
張を行う必要があらわれます。そこでこの
際さらに中小企業者中にも特に金融の
逼迫に苦しむ零細企業者に対する小口
融資の促進をはかるための措置を講じ
ますとともに、保険の領域を拡張いた
したいと考えております。

今回改正を必要とする要点とい
たしましては、第一に、中小企業者の定
義を改正し、新たに消費生活協同組合
及び同連合会を加へること、第二に指
定法人を相手方とする保証保険におい
て、指定法人が付保し得る債務の保証
を手形の割引にも適用できるように
し、保険の領域を拡大して一般の要望
にこたへること、第三に指定法人が
中小企業者中資本金五十万円以下の会
社、従業員五人以下の会社または個人、
その他これに準ずる組合等特に小規模
の企業者の金融機関に対して負担する
債務の保証を付保する場合に、保証
した債務の額が小企業者一人につき、
合計一千万円(その小企業者が中小企業
等協同組合であるときは、合計三千万
円)を越えないものに限り、保険増補
率を普通保証の六〇%に引き上げ、八〇%
に引き上げる道を開くことをその内容と
する指定法人を相手方とする小口保証
保険制度を創設することであり、
が、これによりまして、中小企業金融、
特に小口金融の円滑化に大いに資する
ところがあると存するのであります。
何とぞ御審議の上御賛同あらんこと
をお願いいたす次第であります。

〇大西委員長 以上で提案理由の説明
は終りました。

本案に対する質疑は次会よりこれ
を行うことといたします。

次に小委員会設置の件についてお諮
りいたします。小委員会はそれ、必
要のある場合に限り理事会で協議して
設置することといたし、今回は先ほど
の理事会の決定に基いて、一、総合燃
料政策及び地下資源開発に関する小委
員会、一、電気及びガスに関する小委
員会、一、木材利用に関する小委員会、
以上三小委員会を設けることといたし
たいと存じますが、御異議ございませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

〇大西委員長 御異議なければさよう
決定いたします。

次に小委員長及び小委員については、各派の理事各位と御協議の上、後刻委員長が御指名申し上げたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 それではさようとりはからうこといたします。

本日はこれにて散会いたします。なお次会は明日午前十時より開会いたします。

午前十時五十分散会

昭和二十九年二月二十三日印刷

昭和二十九年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局